

## 化学物質審議会運営規程

## (審議会の招集)

- 第1条 化学物質審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び付議事項を記載した書面を委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員に送付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 委員の半数以上の者から付議事項を示して審議会の招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

## (委員以外の者の出席)

- 第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。
- 2 議事に関係のない臨時委員及び専門委員は、会長の承認を得て、審議会に出席し、意見を述べることができる。

## (書面審議)

- 第3条 審議会の議事は、書面で決することができる。

## (出席できない場合)

- 第4条 委員及び議事に関係のある臨時委員は、審議会に出席することができない場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、審議会において、文書によりその意見を述べ、議決に参加することができる。
- 2 委員及び議事に関係のある臨時委員は、審議会に出席することができない場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、その代理人を審議会に出席させて、意見を述べさせ、議決に参加させることができる。
- 3 前項2の規定により意見を述べ、議決に参加した場合には、当該委員及び議事に関係のある臨時委員の出席があったものとみなす。

## (緊急事案)

- 第5条 審議会は、出席した委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

## (審議会の公開)

- 第6条 審議会は、行政処分、不服審査、紛争処理、補助金等の交付及び試験、判定、検査その他これらに類する事務（行政庁が行政処分等を行うに当たり、審議会の意見を聴くべきことが法令で定められ、又は法令解釈上若しくは確立された慣行上行われている場合を含む。以下「行政処分等の事務」という。）を行う場合を除き、会議又は議事録

を公開する。ただし、会長が必要があると認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (意見提出手続)

第7条 審議会は、基本的な政策の樹立及び変更に係る立案並びに国民の権利義務に影響を与える新たな制度の導入及び変更に係る立案等に係る事項を審議する場合には、書面又はこれに代替する手段により専門家及び利害関係人その他広く国民から意見の提出を求めるものとする。ただし、迅速性及び緊急性を要するもの又は軽微なもの等については、この限りではない。

- 2 審議会は、関係する議題の審議に当たり、提出された意見を参考にするものとする。
- 3 意見の提出方法その他意見の取扱に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

#### (部会への付託)

第8条 会長は、経済産業大臣の諮問があった場合又は経済産業大臣に建議しようとする場合において、必要があると認めるときは、諮問又は建議に係る事案を部会に付託することができる。

#### (部会の招集等)

第9条 第1条から第6条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」、第1条第2項及び第2条第1項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第3項及び第3条中「委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員、専門委員」とあるのは「部会に属さない委員、臨時委員、専門委員」と読み替えるものとする。

#### (部会の議決)

第10条 部会の議決は、部会長が緊急かつやむを得ないと認めるとき、またはその内容が技術的専門事項であると認められるときは、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

- 2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る議決を次の審議会に報告するものとする。

#### (小委員会の設置)

第11条 部会長は、部会の議決を経て、部会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は部会長が指名する。
- 3 小委員会に小委員長を置き、当該小委員会に属する委員の互選により選任する。
- 4 小委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員又は臨時委員のうちから小委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(小委員会の招集等)

第 12 条 第 1 条から第 6 条までの規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「小委員会」、「会長」とあるのは「小委員長」、第 1 条第 2 項及び第 2 条第 1 項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第 1 条第 3 項及び第 3 条中「委員」とあるのは「小委員会に属する委員及び臨時委員」、第 2 条第 2 項中「議事に関係のない臨時委員、専門員」とあるのは「小委員会に属さない委員、臨時委員、専門委員」と読み替えるものとする。

(小委員会の議決)

第 13 条 小委員会は、当該小委員会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 小委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数の時は、小委員長の決するところによる。

3 小委員会の議決は、その属する部会の審議に付するものとする。ただし、小委員長が緊急かつやむを得ないと認めるときは部会長の同意を得て、小委員会の議決を部会の議決とすることができる。

4 部会長は、前項ただし書きの同意をしたときは、その同意に係る議決を次の部会に報告するものとする。

(運営規程の改正)

第 14 条 会長は、この運営規程を改正しようとするときは、審議会に出席した委員の過半数の同意を得なければならない。